

## ( 6 ) 上大島町自主防災規約

(名称)

第1条 この会は、上大島町自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の設置)

第2条 本会の事務所は、上大島町公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の相互助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止、軽減および救護を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集および伝達ならびに初期防火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 3名
- (4) 会計 1名(副会長の兼任)
- (5) 監査 3名(監事の兼任)

2 会長は上大島町自治会長が任に当たる。

3 副会長、監事、会計および監査は、上大島町自治会の各当該役員がこの任に当たる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。また、別に定める組織の各班の班長の任務を行う。
- 3 監事は、本会運営に対し、総合的な助言を行う。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会および役員会とする。

(総会・役員会)

第9条 総会および役員会は、上大島町自治会と同じ方式で行う。

(経理)

第10条 本会の経理は、上大島町自治会の会計処理で処理する。

- 2 財源は、上大島町自治会の特別会計に計上されている、資金(緊急対策資金)を取り崩し充当する。ただし、軽微な支出は一般会計の中で対応するものとする。

(会計年度・監査)

第11条 本会の会計年度、監査は、上大島町自治会と同一とする。

(附則)

第12条 この規約は、平成18年4月1日から施行する。